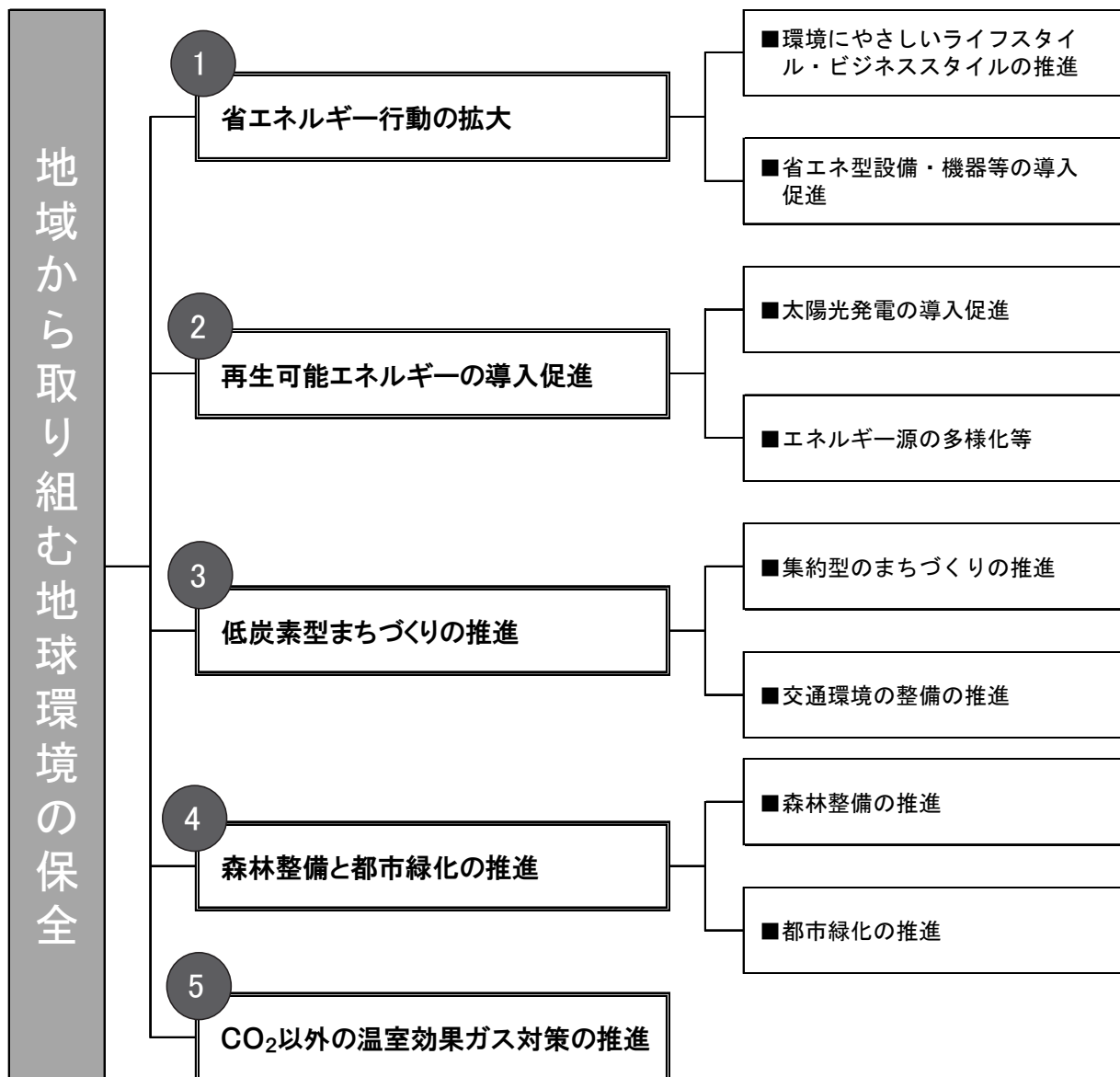


第5章 目標の達成に向けた対策の推進

◆ 施策体系

本県の地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の原因となるエネルギー消費量を減少させていくことが重要であることから、地域で取組みができる省エネルギーをさらに促進します。また、再生可能エネルギーの導入促進や低炭素型まちづくりの推進等を図ります。



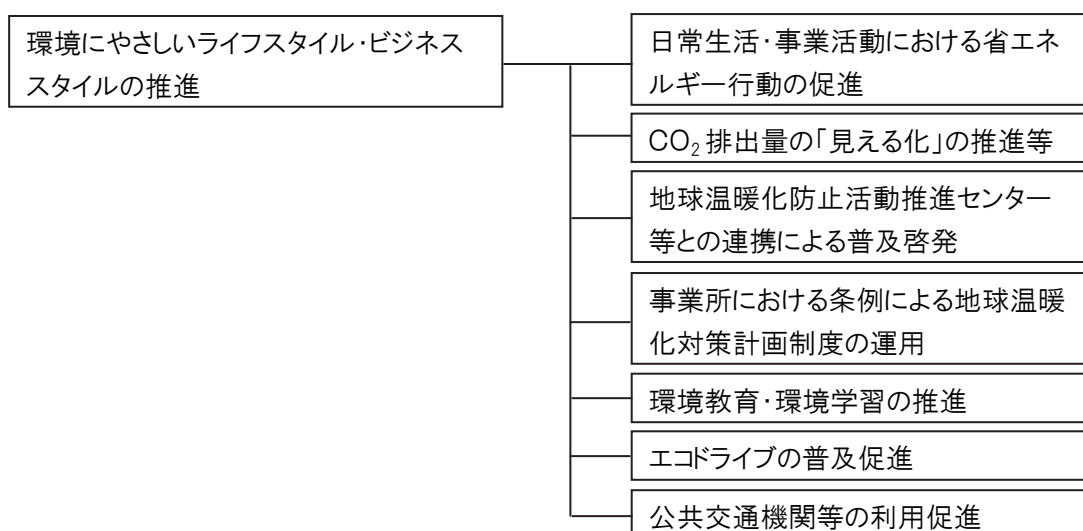
5.1 省エネルギー行動の拡大

[現状と課題]

- 地球温暖化問題については、家庭や地域における一人ひとりの日常生活での取り組みだけでなく、製造、流通、販売、オフィス活動などすべての事業活動での取り組みが重要です。このため、学校や地域における環境教育や情報提供等の啓発とともに、事業者に対する省エネ講座や省エネ診断等を通じて、省エネルギー行動についての関心と理解を深める必要があります。また、「見える化」の推進等により実践行動に結びつけ、「環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイル」への転換を図ることが重要です。
- 温室効果ガスの一層の排出抑制のため、家庭や事業所において省エネ型設備・機器の普及を促進するとともに、事業者による再生可能エネルギーの導入や天然ガスコージェネレーションなどエネルギーの高度利用等について、事業者の実態に応じた導入を促進する必要があります。
- また、高断熱・高气密の省エネ住宅の普及や建築物の省エネルギー化により、一層のエネルギー消費量の削減を図る必要があります。
- 自動車利用については、自動車の低燃費化が進むとともに、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及が進みつつあります。今後、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に加え、燃料電池自動車（FCV）の普及も予想され、充電設備や水素ステーション等のインフラ整備が課題となっています。また、走行方法による省エネルギー効果が認められているエコドライブを推進していく必要があります。さらに、不要不急の場合には車を利用しないライフスタイルへの転換や、よりエネルギー消費量の少ない輸送手段への転換を図ることが必要です。
- 大規模排出事業者については、生活環境保全条例に基づいて地球温暖化対策計画の作成・報告・公表制度による自主的な取り組みを促進しており、引き続き適正な運用を図るとともに、事業者が行う省エネルギーの取り組みのインセンティブを高め、他の事業者への波及効果の増大を図るため、事業者の取り組みが社会的に評価される仕組みづくりを検討する必要があります。

[施策の展開]

5.1.1 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの推進



■ 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の促進

□ クールビズ・ウォームビズの普及促進

クールビズ・ウォームビズについて、四国4県が連携してキャンペーンを展開し、ポスターの図案募集と配布、イベント実施や各種広報媒体等を利用した積極的な啓発により取組みを促進します。

□ ライトダウンキャンペーンの普及促進

照明の消灯を通して地球温暖化対策を実践する動機付けを目的とした、環境省主催のライトダウンキャンペーンや、四国4県で連携して実施するムーンナイトSHIKOKUについて、ホームページ等を利用した情報提供により取組みを促進します。

□ クールシェアの実施

暑くなる夏に、涼しい場所や一つの部屋に皆で集まることで、家庭でのエアコンの使用を減らし、節電を図るクールシェアについて、ポスターや各種広報媒体等を利用した積極的な啓発により取組みを促進します。



▲クールシェアかがわ2015
ポスター

□ 事業所での省エネルギー行動の促進

省エネ講座において、省エネルギー手法や他事業者における独自の取組み等を紹介するとともに、省エネルギー事例を整理し情報提供を行うことにより、事業所での省エネルギー行動を促進します。

□ 県民運動の展開

家庭や事業所など県民が総ぐるみで省エネルギー行動を推進するため、市町や香川県地球温暖化防止活動推進センターなど関係機関と連携して県民運動を展開します。

□ 環境に配慮した消費者行動の促進

消費者団体と事業者、行政の3者で構成する環境にやさしい買い物推進協議会（グリーンコンシューマーかがわ）において、出前講座の開催や各種広報媒体等を通じた啓発により、買い物袋の持参やリサイクル商品の購入、地産地消商品の購入など環境に配慮した消費者行動を推進し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を呼びかけます。

□ 地産地消の推進

ホームページや広報誌等を活用し、県産農産物に関する情報提供を行うとともに、学校給食における県産農水産物の利用促進や「かがわ地産地消協力店登録制度」の充実・強化等を通じて、地産地消を推進します。

また、地産地消の自主的な取組みを行う「かがわ地産地消応援事業所認定制度」の普及に努め、事業者が行う地産地消への取組みを促進します。

□ 水の有効利用と節水の促進

水を循環利用等により有効に利用するため、雨水の利用や下水処理水の再利用を推進します。

また、県民の節水意識の高揚を図るほか、新たに水の有効利用及び節水の促進に関する条例を制定します。

さらに、県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」において、県内の小学生に節水副読本を配布するなど節水の啓発により、節水型街づくりを推進します。

□ 2Rを意識した3Rの推進

環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成のため、2R（リデュース、リユース）を意識した3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発や世代に応じた環境教育・環境学習の推進を図ります。

また、「もったいない」という文化、意識を生かし、消費者、事業者、行政が連携・協働して食品廃棄物等の削減に取り組みます。

さらに、市町におけるごみの分別や再資源化などのリサイクルへの取組みを一層促すために必要な対策を講じるとともに、リサイクル可能な紙ごみ等の回収が進むよう必要な取組みを推進します。

□ 事業者による環境配慮行動の促進

他の模範となるリサイクル製品や、環境負荷の低減に取り組む事業所をモデルとして認定する環境配慮モデル認定制度の運用により、リサイクル製品の普及や事業者の環境配慮行動を促進します。

また、エコアクション21など環境マネジメントシステムの普及を図るとともに、継続的な取組みを支援するため、研修会や情報提供を行います。



▲香川県認定環境配慮モデル表示マーク

■ CO₂排出量の「見える化」の推進等

□ 「かがわ省エネ節電所」の普及促進

家庭や事業所での省エネ・節電の取組みの効果を「見える化」する専用サイト「かがわ省エネ節電所」について、キャンペーンの実施やイベント、各種広報媒体等を利用した積極的な啓発により普及に努め、省エネ・節電の取組みを促進します。

また、子供向けに開設したキッズページについても、積極的に活用されるよう、学校等を通じた周知に努めます。



▲かがわ省エネ節電所

□ 家庭におけるCO₂排出量の「見える化」

家庭での電気、ガス、灯油等の使用量を記録することでCO₂の排出状況が把握できる環境家計簿の普及を促進するとともに、どのような消費行動をとればどの程度のCO₂排出量削減につながるのかを解説した「家庭のCO₂削減ハンドブック」を改訂します。

□ 事業所におけるCO₂排出量の「見える化」

事業所でのCO₂排出量の計算ができる算定ツールの普及を促進するとともに、講座等において「見える化」手法等の情報提供を行います。

■ 地球温暖化防止活動推進センター等との連携による普及啓発

温対法に基づき、地球温暖化防止活動推進センターを指定するとともに、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、「CO₂削減フェスティバル(※)」などのイベントやキャンペーンを連携して実施し、地球温暖化対策に関する積極的な普及啓発を行います。

※コツコツとCO₂削減に取り組む意識を啓発するイベント

■ 事業所における条例による地球温暖化対策計画制度の運用

生活環境保全条例に基づき、一定規模以上の事業者に対して、地球温暖化対策計画の作成・報告・公表制度の適正な運用を図ります。

また、対象となる事業所での取組状況や設備の管理状況の現地確認等を通じて、事業者との意見交換や情報提供を行い、温室効果ガス排出量削減の自主的な取組みを促進します。

■ 環境教育・環境学習の推進

□ 環境教育・環境学習の充実

地球温暖化問題に対して実践的に行動できる人づくりのため、地球温暖化防止活動推進員等と連携・協働し、環境学習プログラムや教材等を活用して、学校や地域において子どもから大人まで幅広く学習する機会を提供します。



▲環境学習教材
「さぬきっ子 環境スタディ」

□ 人材の育成

環境教育・環境学習の担い手となる指導者に対して人材育成講座を開催し、指導者同士の相互交流が可能となるような場を提供します。

また、地域における温暖化防止活動のリーダーとなる地球温暖化防止活動推進員については、意欲的な人材の確保を図るとともに、その役割を十分果たせるよう、研修機会や情報提供の充実により、その育成に努めます。

□ 地球温暖化対策に関する情報提供

県内の地球温暖化対策の現状や県の取組みについて理解を深めてもらうため、ホームページやパンフレットなど各種広報媒体等を利用し、積極的な情報提供を行います。

■ エコドライブの普及促進

□ エコドライブに関する普及啓発

エコドライブは交通事故の防止にも一定の効果があることから、運転免許の更新時講習等においてエコドライブに関する広報を推進し、ドライバーの意識高揚を図ります。

また、エコドライブの実施効果や低燃費タイヤ等についての情報提供、一定規模以上の駐車場設置者による生活環境保全条例に基づくアイドリングストップの周知により、エコドライブの普及を促進します。

□ エコドライブ講習の実施

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）など関係団体と連携して、体験型のエコドライブ講習会を開催し、エコドライブの効果を学んでもらうことにより、普及を促進します。

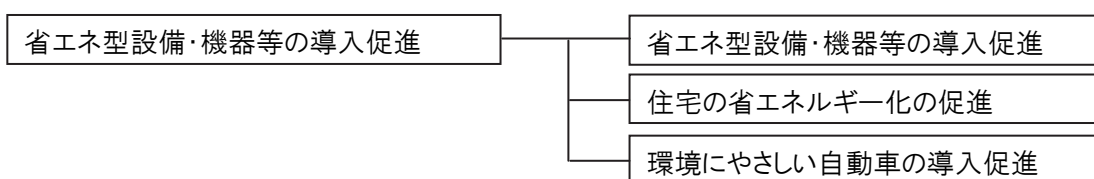
□ 事業者による自主的な取組みの促進

一定台数以上の自動車を使用する事業者による生活環境保全条例に基づく自動車排出ガス対策計画の策定等により、適正な運転の実施や自動車の使用抑制等の自主的な取組みを促進します。

■ 公共交通機関等の利用促進

公共交通機関等の利用が促進されるよう、マイカー通期自粛デー「エコ金デー」の普及を促進するとともに、四国4県連携キャンペーンに参画するほか、ホームページ「香川の乗り物ナビ」においてパークアンドライド等についての情報提供を行います。

5.1.2 省エネ型設備・機器等の導入促進



■ 省エネ型設備・機器等の導入促進

□ 家庭への省エネ型設備・機器の普及拡大

行政、事業者、団体で構成するくらしの省エネ新エネ普及促進協議会において、イベント会場や地域で家庭の省エネルギー診断や省エネルギー対策の提案を行うなど、家庭への省エネ型設備・機器の普及拡大を図ります。

□ 省エネ性能説明推進員等による省エネ家電の情報提供

消費者が省エネルギー性能の高い電気機器を選択できるよう、生活環境保全条例に基づく省エネ性能説明推進員や、省エネマイスターによる適切な情報提供を行います。

□ 事業所の省エネ診断等の受診促進

事業所で省エネルギー対策を進めるに当たっては、エネルギー使用量や設備の稼働状況等を踏まえた省エネルギー手法の把握が必要であることから、省エネ診断等の受診を促進するとともに、国が実施する省エネルギーのための診断事業の情報提供を行います。

□ 事業所等の省エネルギー改修の促進

国が行う省エネ型設備導入等に関する補助等の情報提供を行います。

また、省エネルギー改修の費用を光熱水費の削減分で賄うESCO事業について、県有施設への導入事例をモデルとし、事業所での取組みを促進します。

□ 建築物の省エネルギー化に関する普及啓発

建築物の省エネルギー性能や環境性能のほか、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）に関する情報提供を行うことにより、建築物の省エネルギー化を促進します。

□ **大型建築物における省エネルギー化の促進**

床面積の合計が 300 m²以上の建築物の新築、一定規模の増改築、修繕、模様替え、設備改修等に当たっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）による届出を徹底します。

また、床面積の合計が 10,000 m²以上の大型建築物の建築主に対し、雑用水利用施設の設置を指導するほか、建物完成後、「節水型街づくりモデル建築物」として、節水への模範的取組みをPRします。

■ **住宅の省エネルギー化の促進**

□ **省エネ住宅の普及促進**

省エネルギー法の対象とならない 300 m²未満の建築物の新築・増改築について、断熱性能等に優れた省エネ住宅とするよう、普及を促進します。

また、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）についても、普及を促進します。

□ **長期優良住宅等の普及促進**

長期にわたり良好な状態で使用できるよう、省エネルギー対策や劣化対策等の措置が講じられた高い性能を有する「長期優良住宅」の普及など、住宅の省エネルギー化を促進します。

■ **環境にやさしい自動車の導入促進**

□ **各種エネルギーを利用する自動車の導入促進**

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車について、自動車販売店や関係団体等と協力・連携して、充電設備等のインフラ整備を進めるとともに、導入を促進します。

また、水素エネルギーの可能性を注視しながら、燃料電池自動車・水素ステーションの普及に向け情報収集を行います。

□ **環境にやさしい自動車に関する情報提供**

生活環境保全条例に基づき、一定規模以上の自動車販売店においては、自動車環境情報説明推進員による自動車に関する環境情報の提供を行います。

□ **事業者による自主的な取組みの促進**

一定台数以上の自動車を使用する事業者による生活環境保全条例に基づく自動車排出ガス対策計画の策定等により、ハイブリッド自動車等への車両更新など、自主的な取組みを促進します。

<<県民に期待される取組み>>

■ **省エネルギー行動の実践**

- エアコンは、体に負担とならない範囲で、冷房時の室温は 28℃、暖房時は 20℃を目安に設定し、必要な時だけ使用する。また、夏は、すだれやよしず、緑のカーテンなどで窓からの日差しを和らげる。
- 冷蔵庫は、温度を弱めに設定し、扉の開閉時間と保存する食品を最小限にする。
- 不要な照明は消す。
- テレビは、省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。

- 電気製品を長時間使用しないときは、コンセントからプラグを抜いて待機電力の削減を徹底する。
- 家族が一つの部屋に集まったり、快適に過ごせる場所に出かけたりすることで、家庭のエアコンや照明の使用量を減らす。
- 風呂の残り湯の利用や水道の蛇口をこまめに閉めるなど節水を心がける。
- 環境家計簿の利用などによりCO₂排出量を「見える化」する。
- マイバッグ、マイボトルを携帯し、レジ袋やペットボトルの使用を控える。
- 通勤や買い物際には公共交通機関や自転車を利用する。
- ふんわりアクセルやアイドリングストップなどエコドライブを実践する。

■ **省エネ型設備・機器の選択(新規購入時・買い替え時)**

- 冷蔵庫やテレビ、エアコンなどは省エネタイプのものを選択する。
- 白熱電球を電球型蛍光灯やLED照明に替える。
- 電気自動車やハイブリッド自動車などを選択する。
- 家庭用燃料電池や高効率給湯器を導入する。

■ **住宅の省エネルギー化の選択**

- 住宅の新築や増改築にあわせ、断熱材や複層ガラスの利用など住宅の省エネルギー化を図る。

■ **CO₂削減につながる商品の選択**

- 農産物や水産物の商品選択においては、地産地消を心掛ける。

■ **地域で取り組む温暖化防止活動への参加**

- カーシェアリングやレンタサイクルの利用、パークアンドライドを活用する。

■ **環境教育・環境学習への参加**

- 様々な場で行われる省エネルギーなどに関する環境教育・環境学習に参加する。

<<事業者期待される取組み>>

■ **事業活動における省エネ型行動の実践**

- エアコンなど空調設備の温度は適正管理を行うほか、使用していないエリアの空調は停止する。また、夏は、日射を遮るため、ブラインド、遮熱フィルム、緑のカーテンなどを活用する。
- 執務エリアの照明をできる範囲で間引きするとともに、使用していないエリアや昼休み時間の完全消灯を心がける。
- OA機器は省エネモードを活用するとともに、長時間使用しないときは、主電源を切るなど、節電を徹底する。
- 低層階の場合は階段を利用する、稼働台数を減らしてなるべく一台に乗り合わせるなどの工夫をし、エレベーターの使用を控える。
- 再生された原料を用いた製品など、環境に配慮した事務用機器や備品を購入・使用する。
- 事業活動に必要な原料や材料の調達において、地産地消に心がける。
- 節水型機器や雑用水利用施設の設置などにより節水を徹底する。
- 自動車の使用をできる限り控えるとともにエコドライブを実践する。
- 共同輸配送など環境に配慮した物流システムの構築に努める。
- 環境マネジメントシステムを導入するなど環境配慮型経営を実施する。
- 省エネルギーの担当者を決め、省エネパトロールなどを実施する。

■ **事業活動における省エネ型設備・機器の導入**

- 省エネ診断を受診する。
- エネルギー効率の高い設備・機器を導入する。
- 白熱電球を電球型蛍光灯やLED照明に替える。
- 社用車への電気自動車やハイブリッド自動車などの導入に努める。

- 建築物の省エネルギー化を図るとともに、BEMSの導入に努める。
- ESCO事業の導入を検討する。
- **環境教育の実施**
 - 従業員に対して省エネルギーに関する教育を実施するほか、クールビズ・ウォームビズを奨励する。

5.2 再生可能エネルギーの導入促進

[現状と課題]

- 太陽光発電については、固定価格買取制度（FIT）の開始により導入が進んでいますが、日照時間が長いという本県の地域特性を生かし、普及拡大を図る必要があります。また、太陽熱を利用した温水器や暖房設備の普及を促進する必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入のための総合的な情報提供や幅広い支援を行うことにより、エネルギー源の多様化（太陽熱・バイオマス等の利活用）を図る必要があります。

[施策の展開]

5.2.1 太陽光発電の導入促進

□ 住宅用太陽光発電の導入促進

設置費用への助成を継続するほか、蓄電池やHEMS（家庭単位のエネルギー需給管理システム）等も含めた導入メリットや設置費用、回収期間等についての情報提供を行うことにより、一層の導入を促進します。

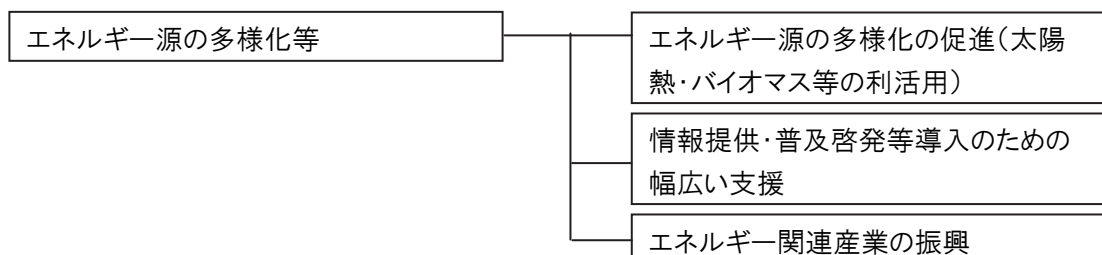
□ 事業所における太陽光発電の導入促進

事業所における太陽光発電について、設置費用や回収期間等の情報提供により導入を促進するほか、設置事業者等に対して関係法令に基づく手続をワンストップサービスで支援します。

□ 県有施設への太陽光発電の導入促進

県有施設について、新築や改築等の機会を捉えて、積極的に太陽光発電設備の導入を促進します。

5.2.2 エネルギー源の多様化等



■ エネルギー源の多様化の促進

□ 太陽熱利用の促進

太陽熱利用機器等の方式ごとの特徴やメリット、設置費用等の情報提供を行うとともに、事業所の県内導入事例等を紹介することにより、その導入を促進します。

□ バイオマス発電・熱利用の導入促進

バイオマスの有効利用を促進するため、バイオマスの発電・熱利用の普及性を検討しながら、総合的な利活用を促進します。

また、市町の廃棄物焼却施設におけるバイオマス由来の廃棄物発電・熱利用については、今後、施設の更新等にあわせた導入が促進されるよう働きかけます。

さらに、木質バイオマスの利用を促進するため、薪の生産活動を促進するとともに、薪の生産情報の発信やPR活動等を支援し、薪の需要と供給をつなぐための取組みを促進します。

□ 水道施設や事業所への小水力発電の導入促進

水道施設や事業所の水利用設備等において活用が可能な小水力発電について、その導入が促進されるよう、発電装置に関する情報収集及び情報提供を行います。

□ ダム施設における小水力発電の導入

県有施設のうち安定的な流量を見込めるダム施設において、構造面や水理面、管理面、経済性等から小水力発電が効率的に行えるダムへの導入を検討します。

□ 地中熱利用の促進

住宅や事業所における冷暖房用として導入可能な地中熱を利用する機器について、導入メリット等の情報提供を行うことにより、導入を促進します。

□ 風力発電に関する情報提供

事業所等单位での小規模の風力発電設備の導入について、情報収集を行うとともに、発電能力の技術革新の状況等を注視しながら、情報提供を行います。

■ 情報提供・普及啓発等導入のための幅広い支援

□ 再生可能エネルギーに関する総合的な情報提供

本県における再生可能エネルギーの導入状況や、各エネルギーの特徴、本県での導入事例などについて、ホームページにより総合的な情報提供を行います。

□ 市町、関係機関との連携

市町等との再生可能エネルギーに関する情報交換や情報提供を行うことにより、県内各地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進します。

■ エネルギー関連産業の振興

□ エネルギー関連企業の県内進出の促進

企業が県内に工場を建設する際の助成制度を活用するとともに、企業誘致活動を展開することにより、エネルギー関連企業の県内への工場進出を促進します。

□ エネルギー関連産業の育成

先進的な知見を有する大学や公設試験研究機関の研究者等と県内企業との連携を強化し、エネルギー関連産業への県内企業の進出を促進します。

□ 新たな技術の導入検討

再生可能エネルギーの効率的かつ安定的な利用のための蓄電池の活用やスマートグリッド等に加え、再生可能エネルギー由来を含めた水素の活用について、技術開発の動向等を踏まえ、その導入を検討します。

<<県民・事業者に期待される取組み>>

■ 再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電システムや太陽熱温水器など、再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。

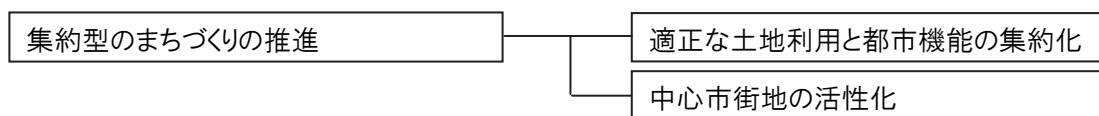
5.3 低炭素型まちづくりの推進

[現状と課題]

- 日常生活や経済活動による移動において、過度に自動車に依存せず、徒歩や公共交通機関の利用等により、交通エネルギー消費が少ない、集約型のまちづくりを進めていく必要があります。
- 自動車交通流の円滑化は、渋滞等による温室効果ガスの排出を削減するために有効であることから、自動車交通量の抑制や渋滞対策を計画的に進めていく必要があります。
- 公共交通機関の利用や徒歩・自転車での移動を促進するため、公共交通機関の維持確保や利用者の利便性向上を図るなど、交通環境の整備を進めていく必要があります。

[施策の展開]

5.3.1 集約型のまちづくりの推進



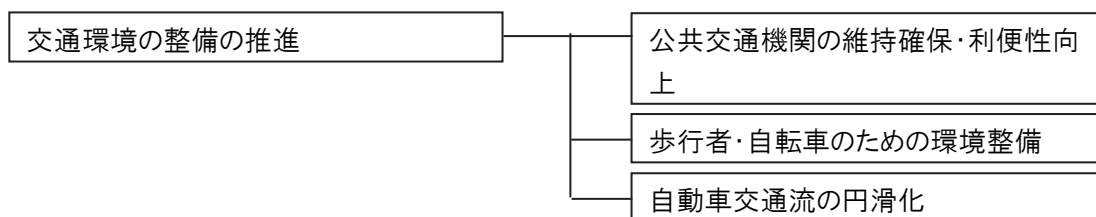
■ 適正な土地利用と都市機能の集約化

都市の持つ活力や利便性の一層の向上を図るため、「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」及び「都市計画区域マスタープラン」に基づき、市町の庁舎や鉄道の駅を中心とした区域を集約拠点とする適切な土地利用への誘導や、その拠点間を利便性と結節性に優れた公共交通で結ぶネットワークづくりを推進することにより、集約型都市構造の実現を目指します。

■ 中心市街地の活性化

中心市街地の商店街の活性化を図るため、商店街等の主体的な取組みを支援します。

5.3.2 交通環境の整備の推進



■ 公共交通機関の維持確保・利便性向上

□ 生活に必要な路線等の維持・確保

生活に必要な不可欠なバス路線等について、国や市町と協働して維持・確保を図るほか、市町や交通事業者と連携して利用を促進します。

□ 公共交通機関の利便性・結節性の向上

輸送力、定時性等に優れた鉄道を中心に置き、駅等の交通結節点において、バスや自家用車等との乗り継ぎ機能を高める中で地域公共交通のネットワークを構築します。

また、ICカードの拡大をはじめ、新駅設置等の諸施策について、市町や事業者と連携して取り組みます。

■ 歩行者・自転車のための環境整備

生活道路や通学路における安全を確保するため、道路管理者と連携して、特定地域内を最高速度30キロに規制する「ゾーン30」を指定することにより、速度規制を行うほか、交差点標示・路側帯の整備などを行います。

また、歩行者、自転車の安全性向上を図るため、歩道及び自転車歩行者道の整備や通行箇所を明示するカラー舗装化などを行うとともに、道路標識（「自転車歩道通行可」等）や道路標示の新設などにより歩行者や自転車の通行環境の整備を図り、安全な走行空間を確保します。

■ 自動車交通流の円滑化

□ 道路の整備

交通混雑を解消するため、ボトルネック（幅員減少・車線減少により渋滞を起ししやすい箇所）の解消、右折車線の確保など交差点改良を推進するとともに、利便性向上を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

また、県の公共工事の実施に当たっては、交通渋滞を考慮した施工方法・施工計画を選定します。

□ 道路交通円滑化設備の整備

新交通管理システムの整備を行い、交通情報板、交通情報ラジオ及び車載装置を通して交通情報を提供することにより、交通流の分散を促すとともに、信号制御システムの高度化を推進し、交通状況に応じた最適な信号機の制御を行うことで交通流の円滑化を図ります。

また、信号機の灯火を白熱灯からLEDに変更することにより、消費電力を抑制し、耐用年数を向上させるとともに、視認性の向上による交通流の円滑化を図ります。

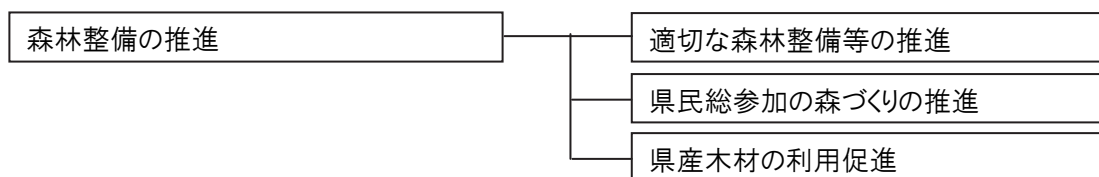
5.4 森林整備と都市緑化の推進

[現状と課題]

- 森林整備、保安林の管理・保全等により、CO₂吸収量は増加しており、今後とも計画的に森林整備を進めるとともに、保安林の管理・保全等を行う必要があります。
- ヒートアイランド対策としても有効な都市緑化を進めていく必要があります。

[施策の展開]

5.4.1 森林整備の推進



■ 適切な森林整備等の推進

森林によるCO₂吸収源対策を進めるため、間伐等の森林整備や保安林等の適切な管理・保全に努めるとともに、森林整備の担い手の育成・確保に努めます。

また、放置竹林の拡大防止対策として、伐採から植林、保育までの取組みを行う森林所有者を支援します。

■ 県民総参加の森づくりの推進

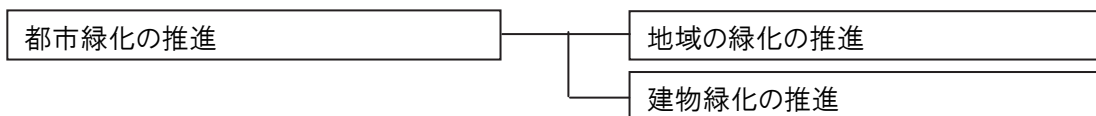
ボランティア等の協力を得て、毎年11月11日の「かがわ 山の日」に合わせて県植樹祭を開催するほか、フォレストマッチング推進事業やどんぐり銀行活動を実施するとともに、森林ボランティア団体等が実施する森づくり活動への支援など、県民総参加の森づくりに取り組みます。

■ 県産木材の利用促進

県有施設や市町等が整備する施設での県産木材の利用促進に努めるとともに、民間住宅等における利用を促進するため、県産木材の流通体制の拡充を支援します。

また、イベント開催や展示・販売等を通じた県産木材製品の積極的な情報発信等を行うことにより、県産木材の利用拡大を図ります。

5.4.2 都市緑化の推進



■ 地域の緑化の推進

都市公園の整備を支援するなど、都市に新たな緑化空間を創出するとともに、港湾の水辺空間には、みどり豊かな、海に親しめる快適性の高い港湾緑地の整備を進めます。

また、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づき、土地開発行為についてはみどりの保全協定による跡地緑化を図ります。

■ 建物緑化の推進

都市部における民間所有の遊休地の芝生化や建築物の屋上緑化・壁面緑化を促進します。

また、建物の室内温度の上昇抑制効果を期待できる緑のカーテンについては、コンテストの実施により取組みを促進するとともに、建物の緑化について、情報提供や事例の紹介等を行います。

さらに、県有施設についても、都市部での屋上緑化の普及モデルとして、庁舎屋上の庭園を管理・運営するとともに、緑のカーテンの普及やオリーブ等の植栽に取り組みます。



▲平成27年度 かがわ緑のカーテンコンテスト
学校・保育所・公共施設部門 香川県知事賞
香川県立高松南高等学校 農業クラブ

<<県民・事業者に期待される取組み>>

■ 県民総参加の森づくり

- 県植樹祭やどんぐり銀行活動に参加する。
- フォレストマッチング推進事業などに参加する。

■ 県産木材の利用

- 県産木材、県産木材製品の利用に努める。

■ 建物緑化

- 庭やベランダ、屋上、壁面などの建物緑化に努める。
- 緑のカーテンを設置する。

5.5 CO₂以外の温室効果ガス対策の推進

[現状と課題]

- 高い温室効果を持つ代替フロンガスの排出量が増加傾向にあることから、フロン類のライフサイクル全般にわたる対策を適切に実施する必要があります。

[施策の展開]

■ 代替フロン対策の推進

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、代替フロンを含めたフロン類を使用する機器の管理者に対し、適切な機器の管理を行うよう周知します。また、機器の整備・廃棄等に当たっては、適切な充填・回収及び破壊処理が行われるよう周知を行うほか、充填回収業者等への指導を的確に行います。

このほか、県内の大気環境中のフロンガス濃度の実態を把握するため、モニタリング調査を実施します。

■ メタン及び一酸化二窒素対策の推進

堆肥の施用による土づくりや、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減や使用しない栽培を行う、環境に配慮した農業を推進します。

また、家畜排せつ物の堆肥化等の適正な処理を行い、メタン等の発生を抑制します。